

平成 2 9 年

第 4 回東栄町議会定例会 会議録

(第 1 日)

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 (木)

平成29年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年12月7日(木) 開会 午前10時00分
散会 午後 2時17分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

1番 伊藤久代	2番 原田安生
3番 村本敏美	4番 森田昭夫
5番 加藤彰男	6番 山本典式
7番 峯田明	8番 柴田吉夫
9番 伊藤紋次	10番 伊藤芳孝

不応招議員 なし

出席議員	1番 伊藤久代	2番 原田安生
	3番 村本敏美	4番 森田昭夫
	5番 加藤彰男	6番 山本典式
	7番 峯田明	8番 柴田吉夫
	9番 伊藤紋次	10番 伊藤芳孝

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	長野好孝
振興課長	伊藤明博	地域支援課長	加藤文一
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	内藤敏行

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋賢司 書記 佐々木豊

平成 29 年第 4 回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町長提出議案大綱説明

日程第 5 承認第 4 号 平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求
めることについて

日程第 6 議案第 62 号 東栄町まちづくり基本条例の制定について

日程第 7 議案第 63 号 東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 64 号 東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 65 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 66 号 東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 11 議案第 67 号 東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 68 号 東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第 13 議案第 69 号 東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について

日程第 14 議案第 70 号 東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について

日程第 15 議案第 71 号 東栄町議会委員会条例の一部改正について

日程第 16 議案第 72 号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 17 議案第 73 号 町道路線の認定について

日程第 18 議案第 74 号 東三河広域連合規約の変更について

日程第 19 議案第 75 号 北設広域事務組合理規約の変更について

日程第 20 議案第 76 号 平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について

日程第 21 議案第 77 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 22 議案第 78 号 平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 23 議案第 79 号 平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 24 議案第 80 号 平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 25 議案第 81 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）
について

日程第 26 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

開 会

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は 10 名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成 29 年第 4 回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてあるとおりでございます。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤芳孝君）

日程第 1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により、「2 番 原田安生君」、「6 番 山本典式君」の 2 名を指名します

会期の決定

議長（伊藤芳孝君）

日程第 2、『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（栗嶋賢司君）

それでは「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。会期及び審議予定表。平成 29 年第 4 回東栄町議会定例会。会期日程は 12 日間でございます。12 月 7 日（木）午前 10 時、本会議。開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸報告・町長提出議案大綱説明・議案上程・委員会付託。12 月 8 日（金）午前 10 時、本会議、一般質問。12 月 9 日（土）休会。12 月 10 日（日）休会。12 月 11 日（月）休会。12 月 12 日（火）午前 10 時、総務経済委員会、付託案件審査。12 月 13 日（水）午前 10 時、文教福祉委員会、付託案件審査。12 月 14 日（木）休会。12 月 15 日（金）休会。12 月 16 日（土）休会。12 月 17 日（日）休会。12 月 18 日（月）午前 10 時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 12 日間と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 12 月 18 日までの 12 日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

―― 諸報告 ――

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

議会運営委員長（柴田吉夫君）

議会運営委員会の報告をいたします。去る、11月15日（水）及び12月4日（月）の両日、当会議室におきまして、議会運営委員会を開催をいたしました。11月15日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長。12月4日の出席者は、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。

平成29年第4回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布をしてあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から12月18日までの12日間でございます。付議事件につきましては、承認1件、議案20件、諮問1件でございます。初日議了及び議員提出議案を除く、各議案につきましては、各常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は3名であり、12月8日（金）午前10時より開催いたします。

次に、陳情書等の審査についてであります。「あいち森と緑づくり事業の推進に関する要望書」、「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める請願」、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書」、「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」、「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充について」、「福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書の提出を求める陳情」、「住民税の給与所得等の特別徴収税額の決定・変更通知に個人番号の記載を中止することを求める陳情書」、「障がい児・者の生きる基礎となる暮らしの場の早急な整備を求める陳情書」、以上8件の陳情書等を審査し、いずれも「議長預かり」といたしました。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。

平成29年第4回東栄町議会定例会につきまして、会期中のご協力のほどよろしくお願いを申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（栗嶋賢司君）

平成29年第4回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

平成 29 年第 3 回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目どしをお願いいたします。

地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から 8 月分、9 月分、10 月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細については事務局で報告書を保管しておりますので必要な方は閲覧をお願いいたします。

陳情書等の取り扱いにつきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございます。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

執行部はございませんか。はい、以上で諸報告を終わります。

町長大綱説明

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

おはようございます。本日、平成 29 年 12 月第 4 回町議会定例会をお願いをしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

提出をいたしました議案の審議に先立ちまして、9 月議会定例会以降の町政の取り組み状況等につきまして、ご報告等をさせていただきたいと思います。

今年も残すところ、ひと月を切りました。各地区の花祭も始まり、この時期になりますと冷え込みも厳しさを増してきており、確実に冬が近づいていると感じられる気候になってまいりました。私事ですが、11 月中旬からは、全国町村長大会をはじめ、各種関係団体の総会や要望活動で東京への出張が多く、国会議員や官庁などへも積極的に要望活動を行ってまいりました。そして 12 月に入り、2 日には愛知県市町村対抗駅伝と続き、現在、風邪気味で少し体調を崩しておりますが、しっかり公務に努めてまいりたいと思っております。町民の皆様並びに議員各位におかれましても、風邪などひかれませんようくれぐれも健康に留意し、ご自愛いただきますようお願い申し上げます。

さて、今年は 4 つの台風が日本に上陸し、大雨や強風が全国各地を襲いました。幸いにして、本町においては、大きな被害が発生しなかったことに安堵しているところでございますが、いつ起こるかわからない災害においての備えは、常日頃からの訓練含め、定期的実施していかなければならないと考えています。全国で被害にあわれた皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧を心より願っております。

それでは、少し時間をいただきまして、主な取り組みの報告をさせていただきます。

先ずは、10月11日から25日にかけて町内8か所で地区懇談会を開催し、新保育園の整備について、そして地域包括ケア推進計画・医療センター施設整備基本構想・基本計画（案）中間報告について、まちづくり基本条例について、空き家制度についての4議題を中心に説明し、意見交換をさせていただきました。151名の参加者でしたが、皆様方の貴重なご意見等は今後に生かしてまいりたいと思っております。

保育園を考えていくための保護者や保育士等の皆様を対象に「子育て講演会」を10月7日に東栄グリーンハウス研修室において開催しました。あいち障害者センター理事長の近藤先生を講師に迎えまして、「子どもが育つ道すじの中での保育の役割」をテーマにお話をいただき、皆さんで勉強し、今後の保育の在り方を見据える貴重な機会となりました。

若者たちが企画から運営までを行い実施する第6回星空おんがく祭が10月8日（日）に開催し、延べですが5,600人の来場者があり、関わってくれた全ての方の力により素晴らしいイベントを作りあげることができました。今後も若者が中心となり、一層内容に磨きをかけこの町から音楽文化を発信してまいりたいと思っております。

11月3日に開催しました東栄フェスティバルは、昨年に引き続き三遠南信地域の伝統芸能シリーズとして、貝津田棒の手（設楽町）、遠山霜月祭（飯田市）、寺野ひよんどり（浜松市）の出演もいただきました。花祭は河内、中在家、足込の保存会により盛大に開催ができたところでございます。来場者数は延べで約14,000人でありました。昨年度より2,000人の増となったわけでございます。来年度は30回となりますので、趣向を凝らし記念大会にふさわしい内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、来年度から東三河広域連合で介護保険がスタートすることになっております。介護保険統合に係る住民説明会をグリーンハウス研修室で開催をいたしました。今後は介護保険料も含め、しっかりと情報を皆様方に伝えてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

そして対話から生まれる町政の実現に向けまして、よりよいまちづくりを行うため、町長と気軽に語り合える場として10月16日と24日に町長室を開放し、皆さんと話し合いをする機会を設けさせていただきました。2日間で1団体を含め13名の方にお越しいただき、保育園をはじめとする子ども子育てについて、そしてまちづくりについてなど、色々なお話ができました。大変有意義な時間が持てたことに感謝をしております。今後も機会を設けて続けてまいりたいと考えております。また「町民の声を町政へ」での文書の受け付けも引き続き行っております。

そして11月の21日から3日間、各地区のおいでん家にお邪魔をさせていただき、町政報告をさせていただきました。皆様方と意見交換をさせていただいたところではありますが、おいでん家の場所でもある各集会所へ目安箱を設置させていただきました。ご意見やご要望をお寄せいただき参考にさせていただくこともお願いをしてきたところでございます。今後も「みんなの声を町政に」をモットーにまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

次に、観光まちづくり協会については、第2回理事会を10月20日に開催し、今年度の第2四半期の業務報告を行い、今後の取り組みなどの協議を行いました。9月30日現在の会員数は150名であります。10月から1月中旬までの期間を会員加入増強キャンペーンとして、役員と職員が一人平均3名の会員を集めることとし、会員数200名を目指し、会員数の増加による組織力の強化を図ってまいりますのでご協力のほどお願いを申し上げます。主な事業としては、観光まちづくり事業として毎月1回テーマを決めてコミュニティカフェを開催しております。また、会報誌の発行も9月15日に第2号を発行したところでございます。ブランドイメージ構築事業では、

ふるさと納税返礼品で事業者同士の交流によるコラボ商品の提案など、新たな商品が出来上がりました。そして主である naori 事業については、4 月から 9 月までの体験参加者数は 743 名となっており、順調に増えてきております。それから観光宣伝事業につきましては、県内外での PR や海外プロモーション、特に台湾活動も行い、インバウンドの取り組みのきっかけとなっております。旅行業者をはじめ視察も積極的に受け入れを行っております。ポスターやチラシなどの受託事業も順調に推移しております。今年度の後半も積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、漁協関係では 9 月 15 日に高知県高知市で開催されました「第 20 回清流めぐり利き鮎会」において、初の全国グランプリを獲得できたところでございます。参加された 280 名の舌で吟味したものでございまして、全国の参加 58 河川、その中で最も優れた鮎を育てた河川がグランプリでございます。利き鮎会を通して全国に誇れる振草川（大千瀬川）の河川環境の良さが証明されました。これを機会に、今後も漁協組合と一緒に振草川活性化計画を策定し、取り組みを進めてまいります。そして友好自治体提携を結んでおります大治町へも鮎を贈らせていただきました。また、大治町文化展では、東栄町コーナーを設置していただきました。チェーンソーアート作品やパネルなどによって東栄町の紹介をしていただいたところでございます。今後も更なる交流を続けてまいりたいと考えております。

特産の鶏肉を使ったチキングルメで町おこしを目指す「鶏の市イベント」でございますが、チキングルメレシピコンテストの最終審査を 11 月 26 日に行い、豊橋創造大学短期大学 1 年の近藤さんが「鶏もも肉のヘルシートマト煮」がグランプリとなりました。応募は東三河地域から 190 点あり、大学生、高校生、一般など幅広い世代が応募していただきました。町内飲食店においても、チキングルメのスタンプラリーを現在行っておりますので、地域が育てた味を発信し、まちの活性化につなげていきたいと思っています。

次に、移動販売車の状況でございます。4 月から 9 月までの売り上げは 7,693 千円で、平均客単価は 1,896 円、平均月利用人数は 676 人となっております。

次に、ふるさと納税についてであります。8 月 10 日からインターネットの「ふるさと納税サイト・さとふる」での申し込みをスタートしたところでございます。11 月末現在の寄付額は 92 件で 3,587,000 円となっております。前年度に比しまして 77 件の増、金額では 3,084,400 円の増となっております。人気の返礼品は、東栄チキン、名古屋コーチン、とうえい温泉・健康の館も含みますが、干しシイタケという状況でございます。

町民代表 21 人と町職員 14 名による検討委員会により平成 27 年 10 月から策定作業を進めてまいりました「まちづくり基本条例」については、31 回の会議のほか、一般からの意見募集、地区懇談会での説明や議会への説明などを経て、条例案をまとめ提出いただきました。今議会に上程し町の最高法規として、継続的なまちづくりに反映させていくこととしたいと思っております。作って終わりではないため、住民向けのキックオフシンポジウムを 2 月下旬に開催する予定であります。

空き家改修の補助金、補助限度額 50 万円でございます。既に 2 件の申請をいただいております。議会に 2 件分の補正予算を出させていただきましたが、これについても間もなく申請が上がってくる予定でございます。

次に、新保育園についてであります。プロポーザル審査によりまして 11 月に設計業者を選定し、設計に着手をしてまいります。保育園職員との懇談会も 12 月 5 日に開催しており、職員

や保護者には12月9日と12日に設楽町の新しい保育園、宝保育園・名倉保育園など含め、視察研修を行う予定でございます。また、両園での行事や保育方法などすり合わせや保護者との話し合い、小学校の調整などもう既に始まっておりますが、今後もしっかりと進めてまいります。

5月からスタートさせていただいた地域包括ケア推進協議会も11月までに5回の開催をいただいたところでございます。地域包括ケア推進計画中間報告及び医療センター施設整備基本構想・基本計画の最終案のまとめに入っているところでございます。また、それぞれの部会も11月までに医療介護部会は12回、生活支援部会で11回、総合統括機能部会においては9回、庁内部会も11回と会議を重ねていただきながら、最終案をまとめるために協議をしていただいております。最終案を受けて議会へも報告し、ご意見をいただき、そして成案としてまいりたいと考えております。

一方で、医療法人せせらぎ会については、指定管理期間も1年でありますので、12月4日の理事会・評議員会において、解散を決め、解散手続きに入ることを全員の賛成で決定したということでございます。来年度からの公設公営に向け、スケジュールどおり進めてまいりたいと考えます。随時報告をさせていただきますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、東栄IC（仮称）周辺整備構想については、議会全員協議会でご説明させていただいたとおり、地権者のご理解が得られない状況から今の場所は一旦見送ることになります。当初予算の委託料は全額減額することといたしました。

次に、道路関係ですが、市町村土木補助事業で実施しました町道岡本大森線の歩道設置工事については、本郷まつりの終了を待って工事を発注し、現在工事に着手しております。

三遠南信自動車道についてであります。12月4日に浜松河川国道事務所へ提言活動を行ってまいりました。佐久間・東栄間につきましては、平成30年度の共用に向け、工事は順調に進捗していると伺っております。現在仮称であります東栄IC、佐久間第1トンネルについての正式名を決める時期に来ていますので、何か良い案がありましたらご提案のほどお願いを申し上げます。また東栄・鳳来峡間については、8月下旬から24時間体制でトンネルの掘削工事が始まっております。地元の方々のご協力もあり、順調に進んでおります。そして間もなく海老嶋箇所の工事も始まるとお聞きしております。

そして月バイパスに関係しての奈根工区、一般国道151号道路改築工事につきましては、先の議会全員協議会において、愛知県とともにご説明をさせていただいたところでございます。スケジュールに沿って今後しっかりと進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、簡易水道についてでございます。12月4日に愛知県の関係部局と愛知県議会に来年度の補助金要望などを設楽町と豊根村と一緒に要望活動をさせていただいたところでございます。当日は峰野県議会副議長にもご同席いただきながらご助言をいただいたところでございます。

冒頭話しましたように12月2日には、愛知県市町村対抗駅伝大会が長久手市モリコロパークで開催され、議長、副議長はじめ議員の方々や町民の皆様、学校関係者の方々に応援に駆けつけていただきました。結果は昨年と一緒にございましたが、町を代表して走っていただいた選手の皆様はじめ、関係者の方々には本当に最後まで頑張ってくださいました。心より感謝を申し上げます。

最後に、来年度の予算編成に向けて準備をしておりますが、ご承知のように総務省の概算要求は地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を

下回らないように実質同水準を確保することとし、地方交付税についても総額確保の観点から 15 兆 9,000 億円余が要求されておるところでございます。国の予算編成や税制改正大綱は、年度末までに取りまとめられます地方財政対策などは、本町の来年度予算にも大きな影響を与えますので、引き続き情報収集に努めながらその動向を注視していかなければなりません。また、現在策定を進めています国の第 1 次補正予算についても、関係省庁や愛知県から情報を的確に捉え、町としても迅速な対応が必要であると考えております。

来年度は保育園の建設も控えていますので、しっかりと財源を確保し、将来にわたっての健全財政の維持、安定した財政運営に留意し、総合計画をはじめ過疎計画などに沿って着実な事業を推進してまいります。その結果により、この町に住んでよかった、住んでみたいと思えるようなまちを目指して、平成 30 年度予算編成を鋭意進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

大変長くなり申し訳ございませんが、9 月議会定例会以降の主な取り組みなどについてご報告させていただきました。

それでは、今議会に上程いたします議案等についてであります。今回議会に上程いたします議案等につきましては、議案 19 件、承認 1 件、諮問 1 件でございます。合わせて 21 件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。各議案について簡略にご説明させていただきます。

承認第 4 号「平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて」。平成 29 年 10 月 22 日執行の衆議院議員総選挙に早急な対応をするため、補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなかったため専決処分としました。これに対して承認を得るものでございます。補正額は 690 万 8 千円の増額であります。

議案第 62 号「東栄町まちづくり基本条例の制定について」。東栄町のまちづくりを推進するために平成 27 年度から町民とともに策定作業を行い、まちづくりに関する基本的な理念及び事項を条例案としてまとめ上程するものであります。

議案第 63 号「東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について」。一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用を実施するための必要な事項を定めるものでございます。

議案第 64 号「東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について」。対象施設の見直しをした結果、東栄病院附属御殿診療所を削除するものでございます。

議案第 65 号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について」。東栄病院の公営化に伴い、社会医療法人財団せせらぎ会を派遣対象団体から外すものであります。

次に議案第 66 号「東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について」。一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定に伴い、関連する事項について改正するものであります。

議案第 67 号「東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について例外的に 2 歳まで延ばすものであります。

議案第 68 号「東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」。東栄病院の公営化に伴い、医師、看護師、技師等の特殊勤務手当を定めるものであります。

議案第 69 号「東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について」。貸与の対象となる施設のうち、地域包括支援センターの名称及び所在地を変更するものであります。

議案第 70 号「東栄町看護職就職支度金貸与条例の一部改正について」。東栄病院の公営化に伴い、支度金貸与の対象者の規定を改正するものであります。

議案第 72 号「東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について」。東栄病院の公営化に伴い、病院職員の給料等に関する事項を追加するものであります。

議案第 73 号「町道路線の認定について」。国道 151 号の太和金バイパス開通により、県より払い下げを受ける旧道について町道に認定するものであります。

議案第 74 号「東三河広域連合規約の変更について」。平成 30 年度から介護保険の事務を広域連合で処理するための関連事項と地域連携事業を追加するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 75 号「北設広域事務組合規約の変更について」。平成 30 年度から介護保険の事務を東三河広域連合が処理することに伴い、介護認定審査に関する事務について組合が処理する事務から削除するため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 76 号「平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）」。

補正額は 460 万 7 千円の増額補正であります。主な歳出でございますが、総務費の一般管理費では町長交際費に 6 万 6 千円、社会保障・税番号制度システム改修委託料に 162 万円を追加計上しました。財産管理費では、旧東菌目小学校の敷地内の危険木の伐採に 14 万 7 千円を新規に計上しました。企画費では、若者定住奨励金に 22 万円、空き家活用支援補助金に 50 万円を追加計上いたしました。町営バス運営対策費では、御園線等の車両修繕費に 34 万 2 千円を追加計上。税務総務費では、納付書用の窓空き封筒等の作成に 17 万 9 千円を追加。民生費の社会福祉費では、介護職員就職助成金に 20 万円を追加、平成 28 年度臨時福祉給付金事業の精算として返還金 94 万 4 千円を新規に計上しております。国民年金事務取扱費では、報告様式を統一するために国民年金システム改修に 75 万 6 千円を新規で計上。障害者福祉費では、平成 30 年度からの制度改正によるシステム改修に 475 万 2 千円を新規に、介護給付が増えたことに伴う障害者自立支援給付費に 686 万 4 千円を追加で計上しております。老人福祉費では、緑風園に係る明峰福祉会委託料で 241 万 3 千円、1 名入所者が増えたことにより老人保護措置費に 123 万 4 千円を追加しております。児童福祉総務費では、子育て支援医療費に 30 万 7 千円を追加、平成 28 年度の児童手当等の精算として返還金 88 万 5 千円を新規計上。保育園費では、本郷、下川両保育園とも園児が増えたことによります給食の賄材料費として 50 万円を追加しております。衛生費の保健衛生総務費では、保健師の産休に伴う措置として、臨時職員を 1 名雇い入れるための経費として 63 万 4 千円を追加計上しております。農林水産業費の農業振興費では、県の元気な愛知の市町村づくり補助金が不採択になったことに伴い、とうえい山菜王国研究会への補助金を 36 万 2 千円追加しております。林業振興費では、30ha の切捨て間伐を予定している環境林整備に 150 万 2 千円を追加計上。林道事業費では、林道下モ山線舗装事業の県補助金が減額となりましたため、事業量を減らし 410 万円を減額。商工費の観光費では、地域おこし協力隊の naori 事業に係る経費として 15 万 1 千円を追加しております。地域振興費では、東栄インターチェンジ周辺整備事業を見直すことに伴い、委託料 765 万 2 千円を減額計上しました。温泉施設費では、機械等の修繕費、空調機の定期点検及び高圧洗浄機購入に 145 万 5 千円を追加。土木費の道路橋梁維持費では、道路の維持等に使用しておりますタイヤショベルの修繕に 13 万 9 千円を追加計上。住宅管理費では、入退去の際の修繕費用として 437 万 2 千円を追加、平井住宅の移転補償費として 80 万円を新規計上。消防費の消防施設費では、第 3 分団下田詰所のホース乾燥塔の修繕に 71 万 3 千円を追加計上しております。教育費の小学

校教育振興費では、平成 30 年度から道德教育に新しい教科書を導入することに伴い、指導用の教科書購入に 19 万 5 千円を追加、来年度入学児童が 29 名見込まれることから、不足するロッカーを購入するため 9 万円を新規計上。学校施設整備費では、来年度児童予定数が当初の見込みより 10 名増えることから机といすの購入に 24 万 9 千円を追加計上いたします。中学校施設整備費では、消防設備の不良個所と台風 20 号によります武道館外壁の修繕に 36 万 4 千円を追加計上。

主な歳入でございますが、町税で 229 万 2 千円、国庫支出金で障害者自立支援給付費等負担金、社会保障・税番号制度システム整備費、地域生活支援事業費等に合わせて総額で 868 万円、県支出金で元気な愛知の市町村づくり補助金、障害者自立支援給付費等負担金、環境林整備事業補助金等で総額で 353 万 3 千円、温泉の修繕等高齢者いきいき健康増進基金繰入金 145 万 5 千円を増額しております。繰越金は、今回の一般会計補正予算の財源調整のために 325 万 4 千円を増額しております。町債については、中央統合簡易水道建設の財源更正及び林道下モ山線事業の減額に伴いまして 1 千 460 万円を減額しております。

次に議案第 77 号「平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、877 万 2 千円の減額補正であります。主な内容は、退職被保険者の保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の減額であります。

議案第 78 号「平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、300 万 7 千円の減額補正であります。主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及び保険料等負担金の減額あります。

議案第 79 号「平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」は、108 万 8 千円の増額補正であります。主な内容は、繰越金確定による財源更正と公債費の増額であります。

議案第 80 号「平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、75 万円の増額補正であります。主な内容は、前年度課税期間分の消費税納付額の増額であります。

議案第 81 号「平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）」でございます。収益的収入及び支出の旅費及び通信費 9 万 4 千円の増額補正であります。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、平成 30 年 3 月 31 日をもって委員 4 名が任期満了となるため、委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上であります。詳細につきましては副町長及び課長がご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了致したい議案等がございますので申し上げます。

日程第 5、承認第 4 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて』。日程第 8、議案第 64 号『東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について』。日程第 17、議案第 73 号『町道路線の認定について』。日程第 18、議案第 74 号『東三河広域連合規約の変更について』。日程第 19、議案第 75 号『北設広域事務組合規約の変更について』。日程第 26、諮問第 1 号『人権擁護委員候補者の推薦について』。以上 6 案件は、本日の議会

審議の後、ただちに議了いたしたいと思いますので、ご了承のうえお願い申し上げます。

承認第4号

議長（伊藤芳孝君）

それでは、日程第5、承認第4号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

承認第4号。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年12月7日提出。東栄町長村上孝治。

補正予算書をご覧ください。ここで1字加入の訂正をお願いします。「地方自治法179条」とあるのを「地方自治法第179条」と、「第」の加入をお願いします。専決第3号。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度東栄町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり専決する。平成29年9月29日。東栄町長村上孝治。理由、平成29年10月22日に衆議院議員総選挙を行うため早急な対応を必要とし、議会を招集するいとまがないためであります。

2ページをご覧ください。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第6号）。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,218,103千円とする。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。14款県支出金、補正額6,908千円。歳入合計6,908千円。計3,218,103千円。

次ページ、歳出。2款総務費、補正額6,908千円。歳出合計6,908千円。計3,218,103千円。

続きまして、補正予算説明書の歳出の4ページをご覧ください。2款総務費、4項選挙費、8目衆議院議員選挙費、補正額6,866千円。1節報酬1,192千円、選挙管理委員会報酬につきましては、委員4名の6回分であります。それから投票管理者及び開票管理者、投票立会人及び開票立会人につきましては、期日前投票11日分と投票所18か所分、当日の開票費用になっております。3節職員手当等2,700千円、これは投開票事務従事者、職員分の手当になっております。8節報償費171千円、ポスター掲示場の謝礼79か所分であります。9節旅費、普通旅費5千円でありますが、これは新城設楽振興事務所との連絡経費になっております。11節需用費1,184千円、消耗品費770千円につきましては選挙啓発資材、事務用品。燃料費につきましては広報車用に使っております。印刷製本費は入場券、封筒の印刷代であります。12節役務費151千円、郵便料につきましては、それぞれ入場券、不在者投票に関する郵便料になっております。電話料は当日の

18 か所分の費用になっております。13 節委託料 696 千円、ポスター掲示場設置委託料は 96 か所分であります。入場券作成業務委託料は 148 千円。14 節使用料及び賃借料 767 千円は、当日の投票所の借上料 41 千円、ポスター掲示場借上料は 2 段の 8 区画、96 か所分で 726 千円であります。9 目最高裁判所裁判官国民審査費、補正額 42 千円。11 節需用費 42 千円。消耗品であります、事務用品に 42 千円を充てました。計 6,908 千円。

3 ページ、歳入であります、14 款県支出金、3 項県委託金、1 項総務費県委託金、補正額 6,908 千円。区分、総務管理費委託金 6,908 千円。衆議院議員総選挙執行委託金 6,866 千円。最高裁判所裁判官国民審査執行委託金 42 千円。計 6,908 千円。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

承認第 4 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で承認第 4 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、承認第 4 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、承認第 4 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについて』の件は原案のとおり承認されました。

議案第 62 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 6、議案第 62 号『東栄町まちづくり基本条例の制定について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。
（「議長、振興課長」の声あり）
振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

議案第 62 号。東栄町まちづくり基本条例の制定について。東栄町まちづくり基本条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。
新たに制定します東栄町まちづくり基本条例でございます。条例につきましては、目次、前文、

本文で構成されまして、本文につきましては第1章から第7章となっております。それでは前文から各本文の各条につきまして順番に説明させていただきます。

4枚目にあります東栄町まちづくり基本条例解説で説明いたしますのでよろしくお願いいたします。東栄町まちづくり基本条例解説でございますが、この解説の3ページの前文をご覧ください。解説のところで説明させていただきます。前文につきましては、基本条例各条文の前に置きまして、直接的な法的な効果がある訳ではありませんが、条例の考え方の基準を示しているものでございます。

まず、制定しました理由・背景でございますが、今後も人口が減少する中、東栄町が何をすべきかという危機感、あるいは住民のニーズに対応する地域運営が求められていることが挙げられます。平成28年3月に「第6次総合計画」を策定しまして、地域・住民・行政が協働によるまちづくりを推進することを目標に掲げまして、その基本的なルールとして「まちづくり基本条例」を制定することになりました。この条例の策定につきましては、約2年間、31回の会議を重ねまして条例案を作った経過がございます。

前文につきましては、ふるさと東栄を次の世代が夢を持てるような町につなげるため、町に関わる全ての人が認め合い、一人一人がまちづくりの主人公として行動する大切さを訴える内容となっております。

次に第1条でございます。第1条では目的を記述しております。ここでは、本条例の性格を明らかにしまして、解釈する際の基準となる考え方を定めております。

5ページですが、第2条の定義でございます。ここでは、本条例の中で使用される言葉を決めております。町民・行政・まちづくり・協働の4つの定義を説明しております。

次に6ページの第3条でございます。ここでは条例の位置づけを記述しております。他の条例や規則、その他の規定を定めたり実施する場合は、必ずこの条例の趣旨を尊重することとしております。

次に、第4条の「まちづくりの基本原則」でございます。原則としまして町民・行政・議会が行うべきことを説明しております。第1号では、それぞれの役割、権利や義務などを確認することでまちづくりにおける自らの立ち位置や役割を自覚し、お互いの立場を尊重することを定めております。第2号では、お互いに持っている情報を共有することを定めております。第3号は、それぞれがまちづくりの主体であることを理解し、受け身でなく主体的にまちづくりに参加することと、まちづくりを推進するうえでお互い協力することを定めております。

次は第5条の町民の権利でございます。ここではまちづくりにおける町民の権利を定めております。第1項では町民はまちづくりの主体者であり、まちづくりに参加する権利があることを定めております。第2項では参加する町民が、参加や活動を行う時の判断基準を活用するため、議会や行政の持つまちづくりに必要な情報を得る権利につきまして町民に保障し、情報公開を求めることができる点を確認することで議会や行政の情報の持つ意義の意識付けと町民の権利意識の向上を目指しております。

次の第6条は町民の責務で、町民のまちづくりに対する責務を定めております。第1項から第3項までそれぞれ責務の内容を記述しております。

第7条でございますが、第7条は協力者でございます。ここでは協力者にもまちづくりに参加の機会を与えることができることを定めております。

次の第8条は議会の役割でございます。第1項では主に議会の定義で、第2項は役割を記述し

ております。

第9条は議会の責務でございます。第1項では町民の意見を聴き町民の思いに対応できるよう政策提言や政策立案の能力を高める努力を定めております。第2項は将来展望を持っていただき、町民や地域の意見を反映するよう努力することを定めております。第3項は議会における会議や委員会を公正・透明・倫理性の観点から公開により運営されることを定めております。

次に第10条ですが、議員の責務について定めております。第1項では、議員としての責任を持って町民の利益のため公正・誠実に行い、自らの能力を高める努力を定めております。第2項では、まちづくりに積極的に参加し、町民や行政と協働で率先してまちづくりを行うことを定めております。

第11条の町長等の責務でございます。ここでは町長の責務と行政の責務について記述しております。第1項では行政のトップとして自らのビジョンを持ち、町民と意見交換を行う中で町の方針を作り、この条例の理念に沿ったまちづくりを行うことを定めております。第2項はまちづくりの担い手となる人材育成を行うことを定めております。第3項では、行政は町民や議会に対して積極的に情報発信することを定めております。

続いて第12条は職員の責務でございます。まちづくりの事務局である行政のうち、組織を動かす職員の責務について定めており、第1項では町民の声を聴くことがまちづくりの中で必要であるため、町民との意見交換を行うことと、その心構えとして公正かつ誠実に職務を行うことを定めております。第2項ではプロとしての誇りを持てるよう専門知識の習得だけでなく、まちづくりに必要な意見集約技術の習得など自己研鑽に励むことを定めております。第3項では職員として得た知識や経験を積極的に活用し、他の町民の模範となることを定めております。

第13条の協働によるまちづくりでは、推進するための必要な事項を定めております。第1項では協働によるまちづくり活動におけるリーダー像について定めたものでございます。第2項では第1項のリーダーの活動の協力者を支援することを定めております。第3項ではまちづくりの輪を広げるよう他の人に働きかけることを定めております。

次に20ページの第14条まちづくりに関する話合いの場でございます。ここでは町民・議会及び行政、あるいは町民同士がまちづくりについて話し合う場について定めております。第1項では、町民、議会及び行政は、まちづくりを話し合う場を設けるよう努力することが定められております。第2項では、話し合う場の運営方法について定めております。第3項では話し合う場で話し合う際のルールについて定めております。第4項では、話し合いでの意見は、その場において意見を集約し、結論を出すよう努力することを定めております。第5項につきましては、話し合いの参加者の心構えについて定めております。

第15条は、参加であります。議会及び行政が行う政策のすべての過程において町民の参加を保障することと、その際の支援について定めております。第1項では政策遂行の過程で議会・行政は町民が参加する機会を保障するとともに個別の意見・座談会・ワークショップ等により多様な手段による町民の参加機会を設けることを定めております。第2項では、議会及び行政へ町民が参加するにあたり、参加者が誤った判断をしないよう、議会や行政は参加者が必要とする情報の提供や専門家を用意して町民が助言を受けることができる体制を整えることを定めております。第3項では、参加不参加によって町民は差別されるものではないことを定めております。

最後、第16条の条例の見直しでございます。本条例は策定して終わりではございませんので、本町を取り巻く環境は常に変化しておりますので、条例そのものを見直すことが必要となって参

ります。第1項では、その時その時の状況により目的を達成するために条文を整理する必要を定めております。第2項は、町長が見直しの必要が無いと判断しても町民が必要となれば、町長に対して見直しや改正を求めることができることを定めております。第3項は、条例を評価する場を設けることを定めております。

附則、平成30年4月1日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、東栄町のまちづくりに関する基本的な理念及び事項を定め、まちづくりを推進するために必要であるからである。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第62号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（山本典式君）

ちょっとお聞きしたいんですけども、今説明の中でありますように第3条この条例につきましては、憲法と同じ町の最高法規と謳ってあるわけですけども。課長からも最後に策定して終わりではないと、また先ほど町長の大綱説明の中でも最高の法規で作って終わりではないというような説明がありました。そういう中で、ちょっと聞き取れなかったんですけど、これを如何に町民に浸透させていくかというようなことの中で「地区懇談会」と町長言われたかと思うんですけど、その他話し合いのシンポジウムの色々なものの浸透させるために具体的に課の方でもしそういう計画を持っていたら教えていただけたら有難いと思います。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

シンポジウムのものですが、まだ中身、詳細については決まってませんが、パネルディスカッションですとかワークショップなどを検討しております。町民ですとか、行政、議会の代表者そういった方にパネルディスカッションしていただいて、最後に参加者でワークショップをやるような。なるべく町民の方にわかりやすいような形でシンポジウムを開催したいと思っております。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明があつて、先ほど条例解説に基づいて細かい点の説明がありました。3点お聞きしたいんですけども、この条例解説の6ページのところで、まちづくり基本条例が町の最高法規であると。ある面では憲法のようなというふうに説明をされています。これまでも町の条例、規則との関係で、このまちづくり基本条例の整合性はというふうに確認されてきたのかと。それからさらにこのまちづくり基本条例が4月1日から実際に運用されていくとするならば、今度は逆にどのような条例や規則を今後整備しなくちゃいけないのかという点が検討されているかどうか、これがまず1点です。

それからこの条例解説でいきますと10ページ、第6条町民の責務というふうになっています。これは例えば、安保健法の時に論議されていた立件論ということも含めてなんですけども、いわゆる法律体系の中で刑罰的に何をしてはいけないというような法体系、法律もあれば、また逆に理念的に憲法もそうですけど、こういうこと目指しているとそういうふうな法もあるわけです。このまちづくり基本条例については、いわゆる理念的な法の中における条例として制定されるわけなんですけど、1点やはり憲法で言われているところの15条でこのまちづくり基本条例の中には、町民と行政と議会とこの三者を対比しながらその役割と共同を述べているわけなんですけども。憲法のところでは、私たち特別職も含めて公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではないというふうに規定されています。しかし一方で主権者である町民の皆さん、国民県民の皆さんがそういうような全体の奉仕者であるという規定は有り得ないわけですね。つまりその中において、町民の責務、議会の責務、行政の責務といったときに、これは必ずしもフラットにならないんじゃないかと。つまり行政や議会の責任が極めて責任と義務を果たさなくちゃいけないと、しかし町民の皆さんはその私権者として全体の奉仕における享受者であると、受け手であるという側面は歴然としてあるわけです。確かに最後のところで、参加の中において必ずしもいろんな条件があるから参加できないと、不参加の部分もあるんだというふうに規定されていますけど、全体構成が少し町民の責務という部分の責任、義務を強調しすぎてるんじゃないかという点が2点目です。

3点目ですけど、最終条の16条のところですけど、第2項のこの見直しについて町民は町長に対して見直し及び改正を求めることができるとありますが、この町民というのは1町民なのか、つまり一定数の町民なのか又は町民の皆さんが関わる何らかの行政組織単位なのか、この部分について説明をお願いしたいと思います。以上です。

(「議長、振興課長」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

振興課長。

振興課長(伊藤明博君)

まず条例の位置付けの関係でございますが、この条例は多くの条例の中の1つであります、自治に関し定めた条例でありますので、他の条例や規則、その他の規定など制定を設置する場合や実施する場合は必ずこの条例の趣旨を尊重してもらふということで、憲法のような町の例規の中の最高法規ということで位置付けをしております。解説の中では他の例規を拘束するといったやや強い文言で位置付けしておりますが、特に罰則規定を設けるではなくて1つのルールとして

この条例を尊重していただきまして、まちづくりに感性を持たせるという意味で拘束という言葉を使っております。今後もこれに付随して何か条例規則を来年度以降制定する予定があるかということですが、今のところそれは考えておりません。

町民の責務の関係でございますが、町民の方にいろいろご負担ですとかそういったことを強要することは非常に危険なことでありますので、そういった町民ばかりに変化を求められることもいけませんので、町民の負担が増え役場が楽になるかとそういったことも懸念されますので、そういった町民の負担が増えない仕組みとともに町民、行政、議会が考えていただくということもこの条例の趣旨の1つということで考えております。

16条の関係で町民の町長に対して見直しや改正を求めることとの関係でございますが、特に1番そういった町民の団体ですとかそういったもので見直しとかそういう改正を求めることが1番良いわけですが、個人でもそういった要望等ございましたら改正を求めることができる仕組みにはなっております。いろんなやり方はあるかと思いますが書面ですとか。今のところそういった決まりはないですが、個人でも団体でも改正を求めることはできますので、またそのへんについてはしっかり詳細のルールは作っていきたいと考えております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今課長から回答いただきましたけども、1点目の町の最高法規であるというような位置付けをするならば、やはり今後の中で条例、規則等含めて全体の中で整合していく作業を同時に進めていく必要があるんじゃないかと。それは4月1日なり3月31日までに全て終えなくてはならないとは思いますが、今後の運用の中でこういうことはチェックしていくということは大切な部分かと思えます。つまり全体としての先ほど課長からもありましたように一貫性とそれから全体の統合性、そういうものを築いていかないとこれは最高法規であるという条例ではあるんですけど1つの法体系の頂点におくという立場はそういうことを自動的に求めているわけですから、今の点是非今後の作業の中で進めていただきたい。

それから町民の責務の件です。責務の件で今お話がありましたけども、いろんな町民の皆さん立場があります。例えばご高齢の方、それから子育て最中の方又遠方へ勤めてみえて通勤している方いろんな条件があるわけです。ややもすると小さな自治体の場合は、共同の部分のいろんな行事や作業がものすごくプレッシャーになってしまってどうしても無理をしなくてははいけない。例えば高齢者の方が1人暮らしの方でもそういう共同作業の場にどうしても出なくちゃいけないとそういう問題もあります。つまりそういうことの過剰な負担にならないように、個々の条件を尊重したうえでまちづくりをしていくんだと、ここを大事にしてほしい。先ほども言いましたように、行政の軽減化ということにならない。つまり行政も一生懸命やる、だから町民の皆さんも可能な範囲で関わってほしい、これこそがまちづくり基本条例だと思いますし、その理念だというふうに思います。

先ほどの町民の条例見直しの規定ですけど、これは何らかの運用の附則の部分、プラスアルフ

ァーしたところにこの町民の方が1人でもいいのか、2人なのかという点はちゃんと定義を出した方がいいんじゃないかと。ある面では1人の方でも出せるということはものすごく民主主義だと思いますが、じゃあその方が4月に出した、じゃあまた違うとこでというふうになったときに、それをどうやって整合させるんですかというふうなことで、これは少し充分検討されて附則的な部分で定義付けをされた方がいいかと思いますので、そういう点でよろしく願いいたします。

（「議長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、議案第 62 号は総務経済委員会の方へ付託されますので、委員の方は本日は総括的なことで詳細については委員会でお願ひします。

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

委員会の方でしっかり審議していただけるとお願ひしますので、委員会の席でまた回答いただければ結構ですが。この条例を作ったり、制定したり改定したりするときには、何か組織だとか建物だとか何かをこういうふうに動かすと、何かを主体的に建物を作ったり組織を動かす時に条例の制定だとか改正をやっていくわけですね。この条例まちづくりをするために制定するという意味合いだと捉えたのですが、この条例がないから何がどういうふうになんてやってきたことが間違ってたのか、どういう不便があるのか、どうもはっきりわからないんですね。単なるパフォーマンスではないのかと。この条例がないからまちづくりができなかったのか、この条例を制定することによって新たにまちづくりが動き出すのかというところがよくわかりません、見えません。そのへんのところを何故この条例が必要なのか、言ってみれば決まりや規則そういったものは少なければ少ない方がいいんです。これがなければならぬという理由がどうもいまいはっきり見えてこない。委員会の席ではっきりわかるように、1 度整理をしていただきたいとお願ひしますので、よろしくお願ひします。

議長（伊藤芳孝君）

はい、委員会答弁でよろしいですか。

（「結構です」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、他の方ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 62 号の質疑を打ち切ります。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 7、議案第 63 号『東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 63 号。東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について。東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長 村上孝治。

東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例。それでは、条文毎に説明させていただきます。まず第 1 条の趣旨であります。条例で規定する一般職の任期付職員についての法令の根拠を示し要約したものになります。この地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律は、高度な専門性を備えた民間人材の活用等の観点から専門的知識、経験等を有する者の採用を行う特例法となっております。これを受けて制定する条例になります。

職員の任期を定めた採用、第 2 条であります。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条関連で任期付職員を専門的知識等に区分し、要件として 2 点ありますが、1 点目は高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合、2 点目は専門的な知識経験を有する者の期間を限って業務に従事させることが必要な場合としております。

第 3 条は、法律第 4 条関連で任期付職員を業務量との関連に区分し、これも 2 点あるわけですが、1 点目は一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事する場合、2 点目は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する場合としております。

第 4 条につきましては、法律第 5 条関連で任期付短時間勤務職員の要件を定めております。4 点ありまして、1 点目は一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事する場合、2 点目が一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する場合、3 点目が部分休業を取得する職員の業務の代替、4 点目が住民に対するサービスの提供体制の充実の場合としております。

第 5 条の任期の特例は、第 3 条により採用された職員又は短時間勤務職員の任期は 3 年でありませんが、任期を延長することが必要な場合は 5 年とするものであります。

第 6 条の任期の更新については、当該職員の同意を得る必要があるとしております。

第 7 条の任期付職員についての給与条例の読み替えであります。東栄町職員の給与に関する条例の規定を適用するもので、同表第 7 条第 1 項は、給料月額について、再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とするものであります。第 7 条第 2 項は、再任用短時間勤務職員の時間額を定めたものであります。

次ページをご覧ください。第 16 条第 3 項及び第 4 項は、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当を勤務の区分に応じた額とするものであります。ただし書きにつきましては、週における正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達するまでの勤務については、時間外勤務としないというものであります。

第 20 条第 3 項並びに第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号は、期末手当、勤勉手当の適用について規定したものであります。

第 24 条の 2、第 25 条第 1 項は、再任用職員については適用しない規定となっております。

別表第 1 及び別表第 2 は、行政職給料表、医療職給料表となっております。医療職給料表は助産師・看護師・准看護師及び保健士の適用となっております。

第 8 条の委任は、この条例の施行に関し必要な事項、様式などは規則で定めるとしてあります。

附則。施行期日、第 1 項この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。準備行為、第 2 項この条例に基づく職員の任期を定めた採用に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。提案理由、この案を提出するのは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）及び地方公務員法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定める必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 63 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今回の任期付職員の条例ですけど、この具体的な必要性の理由、それから実際運用された場合この職種はどこの範囲によるものか。例えば現在の東栄町の業務体系の中において及ぶものもある場合、また新たに増えるからこれが適用される場合、もう少し具体的な説明をお願いいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

具体的なことということではありますが、業務につきましては別表第 1、別表第 2 で示したとおり一般行政職と医療職についてであります。この条例の中で特に第 4 条の短時間勤務職員の任期を定めた採用の中の住民に対するサービスの提供体制の充実の場合ということで、第 4 条の方で任期付短時間勤務職員を採用できることになっております。例えば看護師であったり保育士であったりそういった人の場合の想定を実際には考えております。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

この場合、任期付職員のいわゆる利益不利益といった場合に、それを何らかの形で救済的とかそれに対応するまた抗弁できる、そういうようなルートはどんな形があるのでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

任期付短期職員につきましては、この非常勤職員になるものですから我々が受けている地方公務員法第4条の適用ではありませんが、地方公務員法の適用を受けることになります。

議長（伊藤芳孝君）

他ございませんか。

（「はい、2 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、2 番。

2 番（原田安生君）

この条例ですけど、要は病院の公設公営に関わる部分で必要になってくるという認識でよろしいか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

公設公営化に伴う職員のことについても含んでおります。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

これ今までも職員の任用というのはやってきたと思います。これ全て一定期間ということで明確に書かれていない、非常に曖昧な表現になっておりますが、そのへんの今までの3年を5年あるいは10年にするのか、それは任命権者が勝手に決められるというふうに解釈するのか。

もう1つは、これを変えなきゃならないいわゆる国の法律が変わったから変えていくのかというそのへんのところ、何故変えるんだというところをもう1度説明いただきたいと思います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

期間につきましては、この地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第6条で、第6条と第2項で定めておりまして、任期については5年以内と。先ほど言いました3条と4条の職員については3年ということで、条例で定める場合は5年ということで法律の方で明記をしております。

現在今までの職員の採用につきましては、東栄町の場合は産休の場合には東栄町臨時的任用職員の取扱要項があります。さらには普通のアルバイトといいますか補助的な業務としては、臨時職員の雇用、給与等に関する取扱要項しかないために、今回身分を保障するためにもこの条例を制定するものであります。

（「議長、4番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、4番。

4番（森田昭夫君）

そうすると、基本的ないわゆる年金の受給年限が65歳からになるという話も今言われておりますし、なるだろうと思われれます。言ってみれば、そのための準備のための法律というふうに理解するのが1番簡単な方法かなと考え方かなと思うんですが、そんなふうでよろしいでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

我々の再任用職員の場合には、そういった60歳定年後に年金が延びるということでそういう制度もありますが、この一般職の任期付職員につきましては法律の趣旨を先ほども言いましたけれども、民間人材の活用、専門的な知識を行政の場に活用するというところで特にそういった年金の

関係でのことではないと判断します。

（「議長、４番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、４番。

４番（森田昭夫君）

わかりました。ちょっと私理解不足でもう１度同じことになるかもしれませんが、今おる職員を長く勤めさせるという意味合いのものではなくて、民間の人を採用できるようにするための法律ということで国の法律が変わったという理解でよろしいでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

そのとおりでありまして、これは特例法になっておりますので新たに特例法を受けての制定になります。

（「はい、９番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、９番。

９番（伊藤紋次君）

この採用される人たちの定数上の扱いはどんなような恰好になるでしょうかね。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

定数でいきますと、一般職の２条で採用されれば私たちと同じ地方公務員法第４条の一般職と同じ権限になりますので人数換算され、後は臨時的な場合には臨時職員として取扱うということになるかと思います。

議長（伊藤芳孝君）

他はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

はい、以上で議案第 63 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 64 号 -----

議長(伊藤芳孝君)

次に、日程第 8、議案第 64 号『東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

総務課長(長野好孝君)

議案第 64 号。東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について。東栄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表、次のページをご覧ください。別表についてありますが、別表の中から東栄町国民健康保険東栄病院附属御殿診療所を削除するものであります。

附則。この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、対象施設を見直しをした結果、整理の必要があるからであります。以上であります。

議長(伊藤芳孝君)

議案第 64 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

はい、以上で議案第 64 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

討論なしと認めます。これより、議案第 64 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤芳孝君)

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号『東栄町職員の定年等に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 65 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 9、議案第 65 号『公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 65 号。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長 村上孝治。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。第 2 条第 1 項第 3 号社会医療法人財団せせらぎ会を削り、4 号を 3 号とするものであります。

附則、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、東栄町国民健康保険東栄病院の公営化に伴い、社会医療法人財団せせらぎ会を派遣先団体から外す必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 65 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 65 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 66 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 10、議案第 66 号『東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 66 号。東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について。東栄町職員の

勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。今回の改正はありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は東栄町一般職の任期付職員の採用に関する条例第 4 条で採用された職員の勤務時間を定める改正となります。

第 2 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に 1 項を加える改正で、任期付短時間勤務職員として採用された職員の勤務時間について、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの勤務時間と定めるものであります。

第 3 条は、「及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）」を加え、再任用短時間勤務職員を再任用短時間勤務職員等に改めるものであります。

第 4 条、第 12 条については、再任用短時間勤務職員を再任用短時間勤務職員等に改めるものであります。

第 18 条は、再任用短時間勤務職員の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加えるものであります。

附則、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、東栄町一般職の任期付き職員の採用に関する条例の制定に伴い、改正する必要があるからであります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 66 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 66 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 67 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 11、議案第 67 号『東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 67 号。東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。今回の改正はありますが、児童福祉法改正による「養子縁組里親」の法定化と非常勤職員の育児休

業について、特別の事情がある場合には例外的に2歳に達するまで休業できるように措置されたことに伴いまして、具体的要件を定めるなどの改正をすることになります。

第2条は、育児休業をすることができない職員について規定しております。第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。」の次に「(第2条の4に規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加えるものであります。第2条の4に規定に該当する場合ということではありますが、これは子が出生してから産休の産後8週が終わった後、57日の間に死亡、養子縁組等により職員と別居することとなった場合を言っています。2/5ページ、第2条の2は「里親であって」を削るものであります。第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加えるものであります。第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に1条を加える改正で、第2条の4は新設になります。育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、非常勤職員の場合、当該子が2歳に達する日まで育児休業できることになっており、条件といたしまして、当該子が1歳6ヶ月到達日において非常勤職員が育児休業している場合、非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合、当該子の1歳6ヶ月到達後の期間に育児休業することが必要と認められた場合のいずれかとするものであります。

第3条であります。見出し中「事情」の次に「特別の」を加えるものであります。第3条第6号は保育園、幼稚園、認定こども園、小規模な家庭的保育事業所に保育の申込を行っているが、預けることができない場合を追加するものであります。7号については、「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加えるものであります。

第4条の育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情であります。このことにつきましては、一度育児休業を申請して、再度延長する場合の規定であります。第4条は、「配偶者と別居したこと」の次に「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加するものであります。

第10条第7号は、「配偶者と別居したこと」の次に「育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施がおこなわれないこと」を追加するものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。提案理由、この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、育児休業期間について定める必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第67号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第67号の質疑を打ち切ります。

議案第68号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 12、議案第 68 号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 68 号。東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表をご覧ください。第 2 条であります、火葬業務手当の次に「及び診療業務手当」を加えるものであります。

別表であります、手当の種類を火葬業務手当と診療業務手当としております。診療手当は、診療収入の 2 % 以内で東栄病院及び下川診療所の医師に支給するものであります。放射線取扱手当は、1 か月間に 100 シーボルト以上を被爆した場合に 7,000 円支給されるものであります。夜間看護手当につきましては、深夜全部 1 回につき 6,800 円。4 時間以上で 3,300 円。2 時間以上 4 時間未満の 1 回で 2,900 円。2 時間未満 1 回 2,000 円とするものであります。看護に従事した介護福祉士、ヘルパー及び看護助手については平成 19 年以前の手当が今言いました看護師及び准看護師の夜間勤務手当の約 6 割であったため、その金額に合わせた金額を設定をしております。それから医療待機手当につきましては、検査技師、放射線技師、看護師及び准看護師の手当についてであります、これも平成 19 年以前にも手当がありましたが、金額につきましてはせせらぎ会の現在の金額に合わせたものであります。

附則。施行期日。第 1 項この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。準備行為。第 2 項この条例に基づく職員の採用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。提案理由、この案を提出するのは、東栄町国民健康保険東栄病院の公営化に伴い、特殊勤務手当を定める必要があるからであります。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 68 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今、議案説明がありましたけども、基本的には診療業務手当についてはせせらぎ会のところに現行に準じているかのような説明も一部ありました。その点ではその関係ですね、現行のせせらぎ会との手当の同一性を図ってるのかどうか。

それからもう 1 点ですけど、公設公営の他の自治体の病院の事例との比較で、この手当はどういうふうな平均的な妥当な数字と考えて設定したのかどうか、そういうふうな類似団体との関係を説明お願いいたします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

この手当についてであります。国の基準に準じているものが放射線取扱手当、それから夜間看護手当になります。診療報酬の2%以内ですが、新城市民病院の場合は5%以内となっております。医療待機手当につきましても、新城市民病院の場合には1,400円、2,100円というふうのうちよりも高い金額を設定しておりますので現在の金額に合わせて設定しました。

議長（伊藤芳孝君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第68号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第69号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第13、議案第69号『東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第69号。東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部改正について。東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年12月7日提出。東栄町長 村上孝治。

東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例の一部を改正する条例。東栄町医療・介護職等修学資金貸与条例（平成24年東栄町条例第19号）の一部を次のように改正する。次の新旧対照表をご覧くださいと思います。

表の中段にございますように、改正前が社会医療法人財団せせらぎ会地域包括支援センター、住所は東栄町大字下田字市場29番地4となっているものを改正後の横を見ていただきますと、東栄町地域包括支援センター、東栄町大字本郷字南万場14番地これ産業会館社会福祉協議会のある場所でございますが、これに改正するというものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するということで、せせらぎ会に関する条例等の精査中にこの4月1日から包括支援センターが社会福祉協議会に移

っておりまして、改正漏れが判明したため遡及適用させていただくものでございます。提案理由、この案を提出するのは、別表に定める医療施設等の名称及び所在地を一部改正する必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 69 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 69 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 70 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 14、議案第 70 号『東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 70 号。東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部改正について。東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長 村上孝治。

東栄町看護師就職支度金貸与条例の一部を改正する条例。東栄町看護師就職支度金貸与条例（平成 28 年東栄町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。改正前の第 3 条ですが、下線のある「指定管理者」以下「が管理する」までを削除するというものでございます。

附則。施行期日、第 1 項この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項条例施行前に平成 30 年 4 月 1 日以降病院への採用が内定した者についても、貸与対象者とすることができるものとする。提案理由でございますが、この案を提出するのは、貸与の対象者の規定を改正する必要があるからである。ということで、東栄病院の公営化に伴いまして、改正する必要があるということでございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 70 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 70 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 71 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 15、議案第 71 号『東栄町議会委員会条例の一部改正について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、8 番」の声あり）

はい、8 番。

8 番（柴田吉夫君）

議案第 71 号。東栄町議会委員会条例の一部改正について。東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。提出者、東栄町議会議員、柴田吉夫。賛成者、東栄町議会議員、加藤彰男。

東栄町議会委員会条例の一部を改正する条例。東栄町議会委員会条例（昭和 46 年東栄町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。第 2 条第 2 号中「教育委員会及び住民福祉課に属する事項」を「教育委員会、住民福祉課及び東栄病院に属する事項」に改める。

附則。この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、常任委員会の所管を改正する必要があるからである。新旧対照表のとおり、東栄病院の公設公営化に伴い、文教福祉委員会の所管に「東栄病院」を加えるものでございます。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 71 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 71 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 72 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 16、議案第 72 号『東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

議案第 72 号。東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について。東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町

長 村上孝治。

東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。1/24 ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条であります、「管理職手当」の次に「初任給調整手当」を追加するものであります。

第11条であります、第11条は初任給調整手当の支給に関する規定で、国の人事院規則にならない支給するものです。医療職給料表（1）の適用を受ける医師に適用するもので、第1号に係る場合は、採用の日から35年以内、第2号に係る場合は、採用の日から5年以内で、採用後1年を経過するごとに減額して支給するものであります。第1号は規則で定めるものとしており、月額368,000円。第2号は1号に該当しない職員で特殊な専門的知識を必要とし特別の事情がある場合、規則で定めるもので、月額3,000円とするものです。次のページの第2項は、初任給調整手当される職員と、されない職員とのとつりあいがとれないと認めた場合には、初任給調整手当を支給するとするものであります。第3項は、初任給調整手当の支給について、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

第17条第2項は、全部改正するものであります。宿日直手当1回につき4,200円であるものを、執務時間が通常の2分の1で引続き行われる宿直業務の場合は6,300円。医師の場合は1回につき2万円であるものを執務時間が通常の2分の1で引続き行われる宿直業務の場合は3万円。特殊な業務を主とする者は1回につき7,200円であるものを、執務時間が通常の2分の1で引続き行われる宿直業務の場合は10,800円。それぞれの金額を超えない範囲内において規則で定める額とするものとしてあります。

別表の行政職給料表2、医療職給料表1、医療職給料表2は国の基準になっております。別表第1（第4条関係）行政職給料表イ行政職給料表2は、技能労務職に関するもので、全部改正するもので、3級を追加しています。9/24 ページをご覧ください。備考で調理員の前に給食を追加し、用務員の次に労務作業員、一般技能職員、介護福祉士、ヘルパー、看護助手を加えるものです。別表第2（第4条関係）、医療職給料表、ア医療職給料表（1）は新設になります。16/24 ページをご覧ください。備考であります、この給料表は、病院、診療所に勤務する医師に適用するものであります。イ医療職給料表（2）も新設になります。21/24 ページをご覧ください。備考欄ですが、この表は薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、栄養管理士及び栄養士に適用する。ウとして医療職給料表（3）とします。

別表第3等級別基準職務表（第5条関係）は、2行政職給料表（2）等級別基準職務表、職務の級を1級・2級・3級とし、基準となる職務を定めてあります。1級については自動車運転手の職務、用務員、労務作業員、給食調理員等の職務、一般技能職員の職務、介護福祉士、ヘルパー及び看護助手の職務となっておりまして、経験年数等を加えることによって3級までの職務設定をしています。3医療職給料表（1）等級別基準職務表は、職務の級を1級から5級までとし、基準となる職務は、1級は医師の職務、2級は相当の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師、3級は医長の職務、4級は副院長の職務、5級は院長の職務としています。4医療職給料表（2）等級別基準職務表は、職務の級を1級から6級までとし、基準となる職務を1級は診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士及び栄養士の職務として、それぞれ経験によって5級は薬剤長の職務、6級は困難な業務を処理する薬局長の職務としてあります。次のページをご覧ください。5医療職給料表（3）等級別基準職務表は、職務の級を1級から6級とし、基準となる職務は1級が准看護師の職務、2級は保健師及び看護師

の職務、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う準看護師の職務、3級は高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師及び看護師の職務、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務、4級は主任保健師及び主任看護師の職務、5級は看護師長の職務、6級は総看護師長の職務としております。

附則。施行期日、第1項この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。準備行為、第2項この条例に基づく職員の採用に関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。提案理由、この案を提出するのは、東栄町国民健康保険東栄病院の公営化に伴い、職員の給与等に関して定める必要があるからであります。以上であります。

議長（伊藤芳孝君）

議案第72号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、特に医療関係ということで、そこを中心に説明をいただきましたけれども、これは実際に4月1日から採用した場合に、いわゆる一般職の平均的給与、それから専門職における平均的給与水準、さらに最高位の給与水準というのはどのように事前に把握していますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

この給料表は国の基準になっていますので、それぞれの各職員の給料表の設定の考え方ですが、民営化する前、平成19年以前から東栄病院に勤めている職員につきましては、そこから職に応じた昇格、昇給を加味して考えていきます。それから、民営化してから入った職員につきましては、学歴、前歴等を加味して給料を割り出していきたいと考えております。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

そうしますと、一般的に現行のせせらぎ会の給与からすると、今回、公設公営になった場合の給料というのは、スライドしていくのか、それとも上がるのか、下がるのか。そこはどういうふうに理解していますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

全体的にはですね、横ばいになるような給与体系になるように考える必要があるかと思いますが、個人によっては下がる方も、増える方もそれぞれこの表に合わせて前歴換算、それから学歴等を計算していくと差が出る可能性は十分あると考えております。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

全体のトータルな部分は把握していると思うんですね。トータルな人件費がどうやって移行して行って、一人あたりにすればどうなのかは出ると思うんですけど、それは当然試算している段階だと思うんですが、それを述べてください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

現在、病院の職務が固まりつつありますので、それに従ってそれぞれの個人の現在の給料と、この給料表に当てはめた場合の給料とを今割り出しているところですので、まだ相対的にはつかんでいません。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第72号の質疑を打ち切ります。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 17、議案第 73 号『町道路線の認定について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

議案第 73 号、町道路線の認定について。道路法第 8 条第 2 項の規定により町道を別紙のとおり認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により区域を別紙調書のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

提案理由、国道 151 号の太和金バイパスが開通したことにより、旧道を町道認定する必要があるため。

町道路線認定調書。路線番号 177。路線名 町道太和金線。起終点 起点 東栄町大字振草字古戸太和金 13 番 6 地先。終点 東栄町大字振草字古戸太和金 7 番 9 地先。道路幅員 6.0m～7.3m。延長 108.8mでございます。

平面図が添付してございます。バイパス側が起点、旧トンネル側が終点となっております。延長が 108.8mでございます。これは、旧道が 3 月に払い下げの手続きが行われる予定ですが、それに先立ちまして、予め町道としての位置づけが必要となるため、今回認定のほうをお願いしたいと思います。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 73 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

この延長 108m にはトンネルは含まれていますか、いないですか。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

この図面のと通りの延長でございまして、トンネルは含まれてございません。トンネルにつきましては、フェンスで封鎖をして通行不可能とする予定です。

（「通行止め」の声あり）

通行できないようにフェンスで囲う予定となっております。

議長（伊藤芳孝君）

他よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 73 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 73 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号『町道路線の認定について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 74 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 18、議案第 74 号『東三河広域連合規約の変更について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

議案第 74 号、東三河広域連合規約の変更について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

東三河広域連合規約の一部を変更する規約。4 枚目にあります新旧対照表で説明させていただきます。左側が変更後で右側が変更前でございます。

まず、一つ目は、事務の追加・変更に伴う規約の変更関係でありまして、介護保険事業開始に伴う事務内容の変更であります。第 4 条の広域連合の処理する事務の 1 号に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定により、なおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法を加えております。次に、アからカまでの事務が介護保険事業開始に伴う事務内容の変更でございます。なお、キとクにつきましては、介護保険事業開始に伴い、権限移譲を受ける事務内容の変更でございます。新たに

2号に老人福祉法（昭和38年法律第133号）第3章に規定する事務のうち、地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の10の規定により、中核市が処理することとされている事務（豊橋市の区域に係るものに限る）を加えています。右側にございます変更前にありました3号のイ社会福祉法第56条第1項に規定する事務を削除しまして、第4号としています。これにつきましては社会福祉法改正に伴う規定の整理でございます。次に地方創生に関する事務で東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施する事務としまして新たに11号を追加しております。

次に第17条の広域連合の経費の関係で別表の改正となっております。第4条第1号から第4条第12号までそれぞれ負担割合を変更しています。

最後の備考につきましては、それぞれの負担割合の算出根拠を示し改正しております。

附則、この規約は平成30年4月1日から施行する。経過措置としまして改正後の別表の規定につきましては、30年度以降の年度分の負担金について適用しまして29年度分までの負担金は従前の例となります。提案理由、この案を提出するのは、地方自治法第291条の11の規定により、東三河広域連合規約を変更することについて関係地方公共団体の議会の議決が必要があるからである。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第74号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第74号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第74号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第74号『東三河広域連合規約の変更について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第75号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第19、議案第75号『北設広域事務組合規約の変更について』を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議案第 75 号、北設広域事務組合規約の変更について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり北設広域事務組合規約を変更するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

北設広域事務組合規約の一部を変更する規約。北設広域事務組合規約の一部を次のように変更する。新旧対照表をご覧くださいと思います。町長の大綱説明の中にもございましたように、介護保険事務が東三河広域連合へ移行することに伴う改正ということで、まず 1 ページでございますが、改正前の最下段の項をご覧くださいと思いますが、介護保険に関する部分を削除するものでございます。もう一か所、3 ページの別表 11 条関係の改正前の一番上をご覧くださいと思いますが、これも「介護保険に係る認定審査に関する事務に要する経費」という項を削除するというものでございます。

附則、施行期日、この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。経過措置、この規約による改正前の北設広域事務組合規約第 3 条の規定に基づき共同処理された事務に係る会計処理については、改正後の北設広域事務組合規約第 3 条の規定にかかわらず、当該会計処理が終了するまでの間、共同処理する事務として行うものとする。提案理由、この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により、北設広域事務組合規約を変更することについて、関係地方公共団体の議会の議決が必要があるからである。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 75 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 75 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 75 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号『北設広域事務組合規約の変更について』の件は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 20、議案第 76 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について』の件を議題といたします。予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の 1 ページをお開き下さい。議案第 76 号。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）について。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

1 枚おめくり下さい。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,607 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,222,710 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第 2 条既定の地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。

第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、1 款町税 2,292 千円、11 款分担金及び負担金 7 千円の減、13 款国庫支出金 8,680 千円、14 款県支出金 3,533 千円、17 款繰入金 1,455 千円、18 款繰越金 3,254 千円、20 款町債 14,600 千円の減、計 4,607 千円、歳入合計 3,222,710 千円。1 枚おめくり下さい。歳出、2 款総務費 4,188 千円、3 款民生費 14,234 千円、4 款衛生費 12,772 千円の減、5 款農林水産業費 2,161 千円の減、6 款商工費 6,046 千円の減、7 款土木費 6,061 千円、8 款消防費 725 千円、9 款教育費 898 千円、11 款公債費 520 千円の減、計 4,607 千円、歳出合計 3,222,710 千円。

第 2 表地方債補正、変更、起債の目的、中央統合簡易水道建設事業、補正前限度額 59,000 千円、補正後 45,500 千円。林道下モ山線舗装工事、補正前限度額 2,000 千円、補正後 900 千円。計、補正前 61,000 千円、補正後 46,400 千円。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。

16 ページをお開き下さい。2 款 1 項 1 目一般管理費 10 節町長交際費は、今年度すでに 5 名分の慶弔費として支出したことで不足が生じることにより増額するものです。13 節の社会保障税番号システム改修委託料は、マイナンバーカードに旧姓併記するための改修で、住民情報システムと住民基本台帳ネットワークシステムにその機能を追加するものです。14 節の有料道路通行料と駐車場使用料は、実績見込みにより増額するものです。4 目財産管理費の 11 節修繕料は、役場庁舎内の消防設備不良個所と旧東栄中学校敷地内の倉庫屋根の雨漏りを修繕するものです。13 節障害木伐採等業務委託料は、旧東蘭目小学校の入り口付近にある木が腐敗等により校舎及び便所棟に落下する恐れがあるため伐採するもので、費用を志多らと折半して負担します。6 目町政功労者表彰式は 11 月 4 日に実施した表彰式に係る精算です。7 目企画費の 8 節若者定住奨励金事業は、本年度すでに 16 名から IU ターン及びふるさと就労奨励金の申請があり、既予算では対応できないため増額するものです。11 節印刷製本費は、地域おこし協力隊の新聞を発行するため

の経費の増額です。修繕料は、星空おんがく祭の際に雨天のため会場を整備したことによる経費を増額するものです。12 節電話料は、naori 関係で電話の応対が増えたことによる増額です。14 節自動車借上料は、当初 4 月から自動車をリースする予定でしたが、7 月からにずれたため 3 か月分減額するものです。19 節空き家活用支援補助金は、交付済も含めて現在 6 件の申請予定があることから増額するものです。9 目のき山学校施設費の 11 節光熱水費は、電気料及び下水道料金が当初の見込みより増加見込みのため増額するものです。11 目町営バス運営対策費の 11 節修繕料は、東栄線、東菌目線及び御園線の車両に不具合の箇所が発生し、修理の必要が生じたため増額するものです。

18 ページ、2 項 1 目税務総務費 9 節普通旅費は、実績及び見込みにより旅費が不足することが見込まれるため増額するものです。11 節印刷製本費は、納付書発送用の窓空き封筒を増刷するものです。

19 ページ、5 項 10 目住宅・土地統計調査単位区設定費は、来年度予定されている 5 年に 1 度の住宅・土地統計調査に先立ち、調査区を設定するための経費です。

20 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の 11 節印刷製本費は、住民福祉課のコピー料金の増によるもので、地域包括ケア推進協議会に係る資料の作成による増が主な要因です。19 節介護職員就職助成金は、当初予定していた就職 1 年目の職員 1 名が 3 名になったことによる増額です。23 節返還金は、平成 28 年度臨時福祉給付金の精算によるものです。28 節は国民健康保険特別会計の補正による増額です。2 目国民年金事務取扱費の 13 節国民年金システム改修委託料は、平成 30 年度から届出報告書の様式が統一されることに対応するためのシステムの改修によるものです。3 目障害者福祉費の 13 節障害福祉自立支援給付支払システム改修委託料は、30 年度から 18 歳未満の障害児を対象とする支援が盛り込まれた制度改正と、報酬改正に伴うシステム改修によるものです。20 節障害者自立支援給付費は、主に介護給付費の増によるものです。4 目老人福祉費 12 節電話料と自動車保険料は、おいでん家の運営に係る増です。13 節明峰福祉会委託料は、緑風園の運営に係る経費の増であり、緑風園の浴場を廃止したことにより入居者の入浴対応のための人件費等の増です。20 節老人保護措置費は、8 月から宝泉寮に 1 名入所したことによる増です。28 節は後期高齢者医療特別会計の補正による減額です。

21 ページ 2 項 1 目児童福祉総務費、12 節手数料と 20 節子育て支援医療費は、子ども医療費と子育て医療費の審査手数料及び医療費の今後の見込みによる増です。23 節返還金は平成 28 年度の子ども子育て支援交付金、児童手当交付金の精算による国・県への返還金です。2 目保育園費の 11 節賄材料費は、本郷保育園 5 名、下川保育園 5 名の計 10 名が当初予算から増えたことにより、給食に係る材料費の増であります。18 節本郷キーボード購入費は、児童等が使用する本郷保育園のキーボードが故障したことによる買い替えです。

22 ページ、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の 4 節社会保険料と 7 節臨時職員賃金は、1 月から保健師 1 名が産休に入るため臨時職員 1 名を雇用するためのものです。28 節は、国保東栄病院事業特別会計の補正による増額です。3 目環境衛生費の 28 節は、簡易水道特別会計の補正による減額です。

23 ページ、5 款 1 項 2 目農業総務費の 11 節修繕料は、高齢者生産活動センターの消防設備の不具合によるものです。3 目農業振興費、19 節東栄町商工会・とうえい山菜王国研究会補助金は、当初県の元気な愛知の市町村づくり補助金を予定して事業を進めてきましたが、不採択となったため、事業を遂行するため町からの補助金を増額するものです。

24 ページ、2 項 2 目林業振興費、13 節環境林整備・公的森林整備委託料は、30ha の切り捨て間伐を予定していますが、当初予算の積算において間接費と消費税を計上していなかったことと、単価が上がったことによる増です。事業費の 90%は国県の補助金が充てられます。3 目林道事業費、15 節小規模林道事業舗装は、林道下モ山線の補助金について後期の配分を予定していましたが、充当できなかったため事業量を 200mから 80mに縮小するものです。

25 ページ、6 款 1 項 3 目観光費は、naori 事業に係る地域おこし協力隊が研修等に参加するためのものです。4 目地域振興費、13 節東栄 I C 周辺整備検討事業委託料は、現在の直売所及びレストハウス等の場所で道の駅を利用した事業を計画していましたが、地主の了解が得られなかったことにより事業の見直しをする必要が生じたため全額減額するものです。5 目温泉施設費の 11 節修繕料は、とうえい温泉の浴室排水管洗浄及び無圧ヒータの取り替え修繕をする必要が生じたため増額するものです。13 節空調機冷媒漏洩点検委託料は、改正フロン法の施行により、3 年に 1 回空調機の点検が義務付けられたことによるものです。18 節高圧洗浄機購入費は、男子風呂の浴槽洗い用に使用していた高圧洗浄機が故障したため買い替えるものです。

26 ページ、7 款 2 項 2 目道路橋梁維持費の 11 節修繕料は、道路維持のために使用しているタイヤショベルカーのバケットが破損したことによるものです。

27 ページ、3 項 1 目住宅管理費の 11 節修繕料は、町営住宅の新たな入居者に対応するため、退去した住宅の修繕をするためのものです。22 節移転補償費は、下田の平井住宅について用途廃止することとし、入居者に移転していただくための動産移転に対する補償金です。

28 ページ、4 項 2 目公共下水道費の 28 節は、公共下水道事業特別会計の補正による増額です。

29 ページ、8 款 1 項 3 目消防施設費の 11 節修繕料は、第 3 分団の下田詰所のホース乾燥塔の滑車及びレール等の歪み等によって使用できないため修繕するものです。4 目無線管理費の 12 節手数料は、同法系の電波利用料が改定されたことによる増です。

30 ページ、9 款 2 項 2 目教育振興費の 18 節参考図書購入費は、平成 30 年度から小学校で道德の時間を特別な教科「道德」と位置づけ、新たな検定教科書を導入することに伴い教師用の教科書を各学年分購入するものです。児童用ロッカー購入費は、来年度の入学予定児童が 29 名となり現在の小学校設備では 26 名分しかなくそれに対応するため移動式ロッカーを購入するものです。3 目学校施設整備費の 18 節机椅子購入費は、来年度の新入生と転校生を合わせて当初予算と比較して 10 名増えることが予定されていることから机といすを購入するものです。

31 ページ、3 項 3 目学校施設整備費の 11 節修繕料は、消防設備の不良個所と 10 月の台風 20 号の影響により中学校武道館の外壁の一部が剥がれ落ちたことによる修繕です。

32 ページ、11 款 1 項公債費は、利率見直しにより借り入れている借入金の利率が変わったことにより全体で減額となったものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。3 ページから 6 ページまでの町税費につきましては、今年度の調定額と収入見込みにより増額するものであります。

7 ページ、11 款 1 項 1 目民生費負担金の 2 節老人保護措置費本人負担金は、宝泉寮に入所した方の本人負担分です。

8 ページ、13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の 1 節保険基盤安定負担金は、国民健康保険の保険料軽減に係る国の負担金です。障害者自立支援給付費等負担金は、障害者自立支援給付費に係る国の負担分です。

9 ページ、2 項 1 目総務費国庫補助金の 1 節社会保障・税番号システム整備費補助金は、マイナンバーカードの旧姓対応に係るもので全額補助となります。2 目民生費国庫補助金の 1 節地域生活支援事業費等補助金は、障害者自立支援給付費の地域生活支援に係るものです。5 節国民年金事務費交付金は、国民年金システムの改修に係るもので全額補助となります。

10 ページ、14 款 1 項 1 目民生費県負担金の 1 節保険基盤安定負担金と障害者自立支援給付費等負担金は国庫負担金に準ずるものです。後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、後期高齢者医療に係る県の負担分です。

11 ページ、2 項 1 目総務費県補助金の 1 節元気な愛知の市町村づくり補助金は、観光を切り口としたまちづくりによる東栄町魅力発信事業に係るもので、東栄町まちづくり協会補助金に充てられます。2 目民生費県補助金の 1 節地域生活支援事業費等補助金は、国庫補助金に準ずるものです。子ども医療費支給事業費補助金は、子ども医療費審査手数料に係る補助金です。4 目農林水産業費県補助金の 2 節環境林整備事業補助金と小規模林道事業補助金は、それぞれ事業に対するものです。7 目教育費県補助金の 1 節木の香る学校づくり推進事業補助金は、小学校の机と椅子の購入に係るものです。

12 ページ、3 項 1 目総務費県委託金の 4 節住宅・土地統計調査委託金は、住宅・土地統計調査単位区設定に係るものです。

13 ページ、17 款 2 項 1 目高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、とうえい温泉の修繕等に係るものです。

14 ページの 18 款 1 項 1 目繰越金は、今回の補正の財源不足分を計上してあります。

15 ページ、20 卷 1 項 3 目衛生債の 1 節中央統合簡易水道建設は、事業の財源更正をしたことによる減額。4 目農林水産業債の 2 節林道下モ山線舗装工事は、事業費の減による減額です。

以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 76 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 16 ページから 32 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で「歳出」の質疑を終わります。次に「歳入」全般について質疑をお願いします。3 ページから 15 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 76 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 77 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 21、議案第 77 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

予算書の 7 ページをお願いいたします。議案第 77 号。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,772 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 520,044 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1 款国民健康保険料 746 千円の減、3 款国庫支出金 39,006 千円の減、4 款療養給付費交付金 16,363 千円の減、5 款前期高齢者交付金 37,413 千円、6 款県支出金 50 千円の減、9 款繰入金 365 千円、10 款繰越金 9,615 千円。歳入合計 8,772 千円の減、計 520,044 千円。歳出、2 款保険給付費 5,000 千円の減、3 款後期高齢者支援金等 1,672 千円の減、4 款前期高齢者納付金 12 千円、6 款介護納付金 2,112 千円の減、8 款保健事業費 0 円。歳出合計 8,772 千円の減、計 520,044 千円。

予算説明書の 42 ページをお願いします。歳出からお願いします。2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費、補正額ゼロでございますが、これは財源更正となっております。2 目退職被保険者療養給付費 3,500 千円の減で、実績見込みによるものでございます。2 款 2 項 1 目一般被保険者高額療養費、これについても財源更正でございます。2 目退職被保険者等高額療養費 1,500 千円の減で、実績見込みによるものでございます。3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 1,672 千円の減で、これは決定によるものでございます。4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金 12 千円の増で、これも確定によるものでございます。6 款 1 項 1 目介護納付金 2,112 千円の減で、これも確定によるものでございます。8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費、これにつきましては財源更正でございます。

35 ページ、歳入をご覧ください。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険料 344 千円の増、実績見込みでございます。2 目退職被保険者等国民健康保険料 1,090 千円の減、実績見込みでございます。3 款 1 項 1 目療養給付費負担金 38,956 千円の減、交付決定によるものでございます。2 目特定健診等負担金 50 千円の減。4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 16,363 千円の減、交付決定によるものでございます。5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 37,413 千円の増、交付決定によるものでございます。6 款 1 項 2 目特定健診等負担金 50 千円の減。9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 365 千円の増、10 款 1 項 2 目その他繰越金 9,615 千円の増、前年度繰越金でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 77 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 35 ページから 47 ページ。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 77 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 78 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 22、議案第 78 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

予算書の 11 ページからお願いします。議案第 78 号。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,007 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,736 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、1 款後期高齢者医療保険料 2,792 千円の減、3 款繰入金 5,483 千円の減、4 款繰越金 981 千円。5 款諸収入 4,287 千円。歳入合計 3,007 千円の減、計 133,736 千円。歳出、1 款総務費 76 千円の減、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 2,931 千円の減、3 款はゼロでございます。歳出合計 3,007 千円の減、計 133,736 千円。

予算説明書の 55 ページをお願いします。歳出。1 款 1 項 1 目一般管理費 76 千円の減、これは決定によるものでございます。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 2,931 千円の減、実績見込みによるものでございます。3 款 1 項 1 目後期高齢者医療費は財源更正でございます。

次に歳入をお願いします。51 ページです。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療費保険料 2,792 千円の減、実績見込みでございます。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 5,483 千円の減。4 款 1 項 1 目繰越金 981 千円、前年度の繰越金でございます。5 款 3 項 1 目雑入 4,287 千円、これは平成 28 年度分の療養給付費の精算に基づく広域連合からの返還金が入って参ります。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 78 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 51 ページから 57 ページ。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 78 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 79 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 23、議案第 79 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

補正予算書の 15 ページをご覧ください。議案第 79 号。平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について。平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）。平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,088 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 296,334 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第 2 条、既定の地方債の変更は「第 2 表地方債補正」による。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、5 款繰入金 13,500 千円の減、6 款繰越金 19,059 千円、7 款諸収入 9,029 千円、8 款町債 13,500 千円の減。歳入合計 1,088 千円、計 296,334 千円。歳出、3 款水道建設費 0 円、4 款公債費 1,088 千円。歳出合計 1,088 千円の増、計 296,334 千円。

第 2 表、地方債補正。1 変更。起債の目的、中央統合簡易水道建設事業。補正後限度額 45,500 千円。その他起債の方法については変更がございません。

続いて、補正予算説明書の 65 ページをご覧ください。歳出。3 款 1 項 1 目統合簡易水道建設費、補正額 0 円、これは財源更正によるものでございます。次ページ、4 款 1 項 2 目利子、補正額 1,088 千円、これは中央統合簡易水道建設事業債の償還金利子の増額によるものでございます。

続いて 61 ページ歳入をご覧ください。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 13,500 千円の減、これは繰越金及び雑収入の増額に伴い減額するものでございます。次ページをお願いします。6 款 1 項 1 目繰越金、補正額 19,059 千円、これは前年度繰越金の充当によるものでございます。次ページをお願いします。7 款 1 項 1 目雑入、補正額 9,029 千円、これは消費税還付額の実績による金額でございます。次ページをお願いします。8 款 1 項 1 目水道建設債、補正額 13,500 千円の減、これは前年度繰越金と雑収入の増額に伴う減額でございます。以上です。よろしくお願いします。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 79 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 61 ページから 66 ページ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で議案第 79 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 80 号 -----

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第 24、議案第 80 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

(「議長、事業課長」の声あり)

はい、事業課長。

事業課長 (伊藤久司君)

補正予算書の 21 ページをご覧ください。議案第 80 号。平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について。平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)。平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 750 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 138,132 千円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、4 款繰入金 750 千円。歳入合計 750 千円、計 138,132 千円。歳出、1 款下水道事業費 750 千円。歳出合計 750 千円、計 138,132 千円。

続いて、補正予算説明書の 70 ページをご覧ください。歳出。1 款 1 項 1 目下水道維持管理費、補正額 750 千円、これは消費税の支払いに不足が生じたため増額するものでございます。

次に 69 ページ歳入をご覧ください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 750 千円、これは歳出の維持管理費の増額に伴うものでございます。以上で説明を終わります。

議長 (伊藤芳孝君)

議案第 80 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 69、70 ページ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

はい、以上で議案第 80 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 81 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 25、議案第 81 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

病院事業の補正予算書からお願いします。議案第 81 号。平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）について。平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 29 年 12 月 7 日提出。東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）。第 1 条、平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。第 2 条、平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入、第 1 款病院事業収益、94 千円、計 284,955 千円。支出、第 1 款病院事業費用、94 千円、計 284,955 千円。

説明書の 7 ページをお願いします。収益的収入及び支出。まず支出からお願いします。1 款 1 項 2 目経費、94 千円の増。旅費交通費として旅費が不足しましたので 12 千円の補正をお願いするものでございます。通信費につきましては、専用回線通信費となっていますが、公営化に伴い給与システムあるいは公営企業会計用の専用回線が必要になりましたので、本年度分の 1 月から 3 月までの 3 か月分の予算をお願いするものでございます。

収入。1 款 2 項 3 目一般会計負担金、94 千円の増でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 81 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「収入」「支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 7 ページ。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 81 号の質疑を打ち切ります。

----- 諮問第 1 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 26、諮問第 1 号『人権擁護委員候補者の推薦について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

諮問第1号。人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成29年12月7日提出。東栄町長 村上孝治。

氏名、生年月日、住所の順に朗読説明させていただきます。清王一正、昭和24年□月□日、東栄町大字三輪字□□□□。渡津陽子、昭和26年□月□日、東栄町大字本郷字□□□□。西田明子、昭和22年□月□日、東栄町大字中設楽字□□□□。亀山邦江、昭和28年□月□日、東栄町大字下田字□□□□。提案理由、平成30年3月31日をもって、清王一正、渡津陽子、大野達司、西田明子各委員が任期満了となるため。

以上よろしく願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

諮問第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で諮問第1号の質疑を打ち切ります。本件は、人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員に、清王一正君、渡津陽子君、西田明子君、亀山邦江君を適任とすることに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号『人権擁護委員候補者の推薦について』の件は、清王一正君、渡津陽子君、西田明子君、亀山邦江君の4名を適任とすることに決定いたしました。

----- 委員会付託 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました6件と、議案第71号の議員提出議案を除く15案件につきましては、「所管の常任委員会」に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。

付託表の配布

お諮りいたします。ただ今お配りした「付託表」のとおり、15案件を所管の常任委員会に付託することに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

----- **散 会** -----

議長（伊藤芳孝君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

